

春日部市建設工事総合評価一般競争入札方式執行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日部市入札後審査方式制限付一般競争入札（ダイレクト型）執行要領に基づく建設工事の競争入札において、総合評価一般競争入札方式を執行することに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合評価一般競争入札方式 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定により、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいい、当該工事に係る請負契約をしようとする場合、工事の規模、技術特性等を勘案し、次に掲げる区分とする。

ア 簡易型 工事目的物の性能や機能向上等に対し、受注者に技術提案を求める必要がない工事や、施工管理に工夫を要する余地のない工事で、類似工事の経験、工事成績等の技術力と入札価格を総合的に評価することが妥当であると認められる建設工事

イ 技術提案型Aタイプ 簡易型で求める技術資料の内容に加え、発注者が指定した課題に関する事項や、施工管理の適切性等についての、定性的な技術提案等による技術力と入札価格を総合的に評価することが妥当であると認められる建設工事

ウ 技術提案型Bタイプ 簡易型で求める技術資料の内容に加え、施工に伴う安全対策、交通・環境への影響、工期の縮減等についての、定量的な技術提案等による技術力と入札価格を総合的に評価することが妥当であると認められる建設工事

(2) 入札執行者 契約担当課長をいう。

(3) 加算方式 技術資料の内容に応じて与えられる得点（以下「技術評価点」という。）に入札価格に対する得点（以下「価格評価点」という。）を加える方式をいう。

(4) 除算方式 技術評価点を入札価格で除する方式をいう。

(5) 学識経験者 総合評価方式における学識経験者への意見聴取に関する協定書（令和3年4月1日締結）に基づき、選任された者をいう。ただし、工事の規模、技術特性その他の事情により、当該者以外の者に意見を聴く必要があると市長が認める場合は、市長が選任した者をいう。

(対象工事)

第3条 市長は、対象工事の選定において、前条第1号に規定する条件のいずれかに該当す

る工事の中から選定するものとする。

(落札者決定基準)

第4条 市長は、次条に規定する総合評価の方法及び入札価格以外の入札対象とする項目（以下「評価項目」という。）に基づき、入札において落札者を決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるものとする。

(総合評価の方法)

第5条 総合評価の方法は、加算方式又は除算方式により落札者の決定を行うための基準となる数値（以下、加算方式においては「総合評価点」といい、除算方式においては「評価値」という。）を求めることにより行うものとする。この場合において総合評価点及び評価値の算出方法は、次に掲げる式による。

(1) 総合評価点＝価格評価点＋技術評価点

(2) 評価値＝技術評価点／入札価格

2 加算点は、個々の評価項目において技術力等に応じて与えられる得点の合計を換算した得点とする。

3 入札執行者は、対象工事の目的に応じ、評価項目の設定に当たっては、特定の要素のみが評価対象とならないように公平性の確保に配慮するものとする。

4 前項に規定する評価項目については、別に定めるものとする。

(準用)

第6条 前2条に定めのない事項については、埼玉県総合評価方式活用ガイドラインの規定を準用する。

(学識経験者への意見の聴取等)

第7条 市長は、総合評価一般競争入札方式を実施するに当たり、落札者決定基準を定めようとするときは、令第167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定により、あらかじめ、2人以上の学識経験者の意見を聴かななければならない。

2 前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとする。

3 前項の場合において、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、2人以上の学識経験者の意見を聴かななければならない。

(入札公告に掲げる事項)

第8条 市長は、総合評価一般競争入札方式を実施する際には、入札公告において、春日部市契約規則（平成17年規則第126号）第16条に規定する事項に加えて、次の事項についても掲げなければならない。

- (1) 総合評価一般競争入札方式による旨
- (2) 求める技術資料の内容及び提出期限
- (3) 技術資料の評価項目
- (4) 提出された技術資料の内容（以下「技術提案」という。）が達成されなかったときの取扱い
- (5) その他市長が必要と認める事項

(技術資料の提出等)

第9条 技術資料の提出は、入札公告に示された期日までに局留め書留郵便による方法により提出しなければならない。

- 2 技術資料の作成等に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- 3 第1項の技術資料を提出しない入札書及び同資料に記載がない入札書は失格とする。
- 4 第1項の規定により提出された技術資料の訂正、差し替え及び再提出は認めないものとする。

(技術提案のヒアリング)

第10条 市長は、提出された技術資料の内容について必要があると認めた場合は、ヒアリングを実施することができる。

(技術提案の審査及び審査結果の通知)

第11条 市長は、入札参加者が提出した技術提案を別途要綱で定める技術審査会に諮るものとする。

(落札者の決定)

第12条 市長は、次の各号のいずれにも該当する入札参加者の中から、総合評価点又は評価値が最も高いものを落札者とする。

- (1) 入札価格が予定価格の範囲内にあること。
- (2) 入札に係る技術資料が入札公告において明らかにした要求要件のうち、必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たしていること。
- (3) 第4条に規定する落札決定基準の失格要件に該当しないこと。
- (4) 春日部市建設工事低入札価格取扱要綱（令和4年6月20日制定）の失格要件に該当しないこと。

2 総合評価点又は評価値の最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

(評価内容の担保)

第13条 技術提案を行った受注者は、発注者が提案書等を採用するに当たり、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関しても、その責任を負うものとする。

2 受注者は、性能等の提案内容が満たされない場合は、再度の施工義務を有する。

3 前項の規定にかかわらず、性能等に関わる技術提案が受注者の責めにより履行できなかった場合は、工事成績点を減じるとともに、再度の施工が困難又は合理的でないと認めるときは、違約金を徴収するものとする。

(技術提案の保護)

第14条 技術提案については、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、産業財産権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。

(秘密の保持)

第15条 この要綱に基づき入札参加者から提出された技術資料は、返却及び公表はしないものとする。

2 学識経験者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

(春日部市建設工事総合評価一般競争入札方式執行要綱の廃止)

2 春日部市建設工事総合評価一般競争入札方式執行要綱（令和3年3月24日制定）は、廃止する。